

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

規 則	告 示	頁
○不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則		一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出		三
○保安林の指定の解除		三
○保安林の指定の解除の予定		三
○特定漁港施設の運営の事業認定の申請		三
○廃川敷地等の発生		四
○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件)		四
○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者(三件)		五
○建築士免許の取消し		六
○証票の無効(三件)		七
○相川沢川十三浜二号事件公示による通知		八
○宮城県公報号外第六〇号(平成二十九年十二月二十一日付け)中		八
○宮城県公報第二九二六号(平成三十年一月十九日付け)中		八

## 規 則

不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第九号

不動産特定共同事業者名簿等の閲覧に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号。以下「法」という。)第三十条及び法第四十九条に規定する書類(以下「名簿等」という。)の閲覧に必要事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第二条 名簿等を一般の閲覧に供するため、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所(以下「閲覧所」という。)を宮城県土木部建築宅地課内に設置する。

(閲覧所の利用時間)

第三条 閲覧所の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 閲覧所は、宮城県の休日と定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する県の休日には、閉鎖する。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、名簿等の整理その他の理由により必要と認める場合は、臨時に閲覧所を閉鎖し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、知事は、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の申込み)

第四条 名簿等を閲覧しようとする者は、別記様式による不動産特定共同事業者名簿等閲覧申込書に必要な事項を記入の上提出しなければならない。

(持出しの禁止)

第五条 名簿等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 前条の規定に違反した者
- 名簿等を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者  
 四名簿等の閲覧に関して職員の指示に従わない者  
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

不動産特定共同事業者名簿等閲覧申込書

年 月 日

申 込 者	住 所	電 話 (      )		
	氏 名			
閱 覧 対 象 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 等	商号又は名称	種 別 (該当するものに○)	許可番号又は登録番号	返却確認欄
		不動産特定共同事業者 小規模不動産特定共同事業者		

告 示

○宮城県告示第二百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二一〇一三三一	愛さんさん 石巻事業所 石巻市大街道南四丁目六一二十	型 就労継続支援 B	愛さんさん宅 食株式会社	平成三十年三月一日
〇四二二六三〇一四七七	天知人・未知の空 宮城県松島町高城字 浜三十七番地の七	就労移行支援	一般社団法人 宮城地域振興 協会	平成三十年三月一日

○宮城県告示第二百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二一〇一三三一	愛さんさん 石巻市大街道南四丁目六一二十	型 就労継続支援 A	愛さんさん宅 食株式会社	平成三十年二月二十八日

○宮城県告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

名取市下増田字南原六二三の二、字北原東七四の一、一三二の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上内沼一九の二、二〇の二、二一の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十七条の二第一項の規定により、次の一から六のとおり桃ノ浦漁港に係る特定漁港施設の運営の事業の認定に係る申請書の提出があったので、同条第三項の規定により、当該申請書を宮城県庁（農林水産部水産業基盤整備課）及び宮城県東部地方振興事務所において、平成三十年三月七日から平成三十年三月十三日まで公衆の縦覧に供する。

なお、この特定漁港施設の運営の事業の認定に関し当該漁港の適正な運営の確保の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに次の七により漁港管理者に意見書を提出することができる。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 桃浦かき生産者合同会社

2 所在地 石巻市桃浦字上ノ山六十六番地三十四

3 代表者の氏名 代表社員 後藤建夫

二 特定漁港施設の運営の事業の名称

桃ノ浦漁港カキ加工事業  
 三 特定漁港施設の運営の事業の内容  
 カキ養殖から加工、販売までの一貫した取組を行うため、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工する。

四 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置

- 1 名称 加工場用地
- 2 規模 千七百五十五・八八平方メートル
- 3 構造 アスファルト舗装
- 4 配置 別図に示すとおり（「別図」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置く。）
- 五 貸付けを受けようとする期間及び利用形態

- 1 貸付けを受けようとする期間 平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
- 2 利用形態 当該加工場用地に設置した加工場を利用する。

六 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は、石巻市桃浦地区の十五人のカキ養殖業者が、民間企業と連携し、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、沿岸養殖業における六次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指し設立された合同会社である。

加工場では、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行っている。

七 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

- 1 提出方法 持参
- 2 提出期限の日時 平成三十年三月十三日 午後五時十五分
- 3 提出先 宮城県庁（農林水産部水産業基盤整備課）又は宮城県東部地方振興事務所

○宮城県告示第二百八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月六日

一 河川 の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一級河川阿武隈川水系五間堀川

二 廃川敷地等が生じた年月日  
 平成二十九年十二月十九日

三 廃川敷地等の位置

岩沼市押分字須加原五番五十二地先及び五番六十の一部

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 五百六十四・七七平方メートル

○宮城県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月六日

一 施行者の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 石巻駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十六年十二月二十六日から平成三十二年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成二十九年二月二十一日宮城県告示第百七十号）の事業地のうち、一部を変更する。

○宮城県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

三号 表浜緑地

三 事業施行期間

「平成二十七年三月二十日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十七年三月二十日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

四・四・八百二号 菖蒲田浜海浜公園

三 事業施行期間

「平成二十七年七月十日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十七年七月十日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百十二号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社リバウスハイム

二 代表者の氏名

安士 政憲

三 事務所の所在地

富谷市富谷字一枚沖四十六番地二日昭ビル一階

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十六年三月二十四日 宮城県知事（一）第六千七十九号

○宮城県告示第二百十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社アマルフィ

二 代表者の氏名

岡崎 隆一

三 事務所の所在地  
仙台市青葉区五橋一丁目一番五十八号

四 免許年月日及び免許証番号  
平成二十六年五月十四日 宮城県知事(一)第六千九十四号

○宮城県告示第二百十四号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社光越

二 代表者の氏名

佐藤 正徳

三 事務所の所在地

東松島市矢本字大溜九十五番地七

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十五年六月十日 宮城県知事(六)第三千九百五十二号

○宮城県告示第二百十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成三十年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成三十年二月二十日	湯澤 睦茂	二級建築士	第三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	門田 実	二級建築士	第六百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	日野 次郎	二級建築士	第七百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成三十年二月二十日	安藤 昭一	二級建築士	第七百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	宮城 金次	二級建築士	第九百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	大庭 昭吉	二級建築士	第一千十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	水谷 主	二級建築士	第一千三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	佐々木 弘	二級建築士	第一千三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	佐藤 光夫	二級建築士	第一千四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	小野寺 靖	二級建築士	第一千六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	服部 秀男	二級建築士	第一千二百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	岩金 勘寿	二級建築士	第一千百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	久我 成道	二級建築士	第一千二百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	諏訪部 勤	二級建築士	第一千二百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	鹿野 林二	二級建築士	第一千三百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	橋本 哲哉	二級建築士	第一千三百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	四倉 信義	二級建築士	第一千三百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	後藤 悦郎	二級建築士	第一千三百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	八島 精一	二級建築士	第一千三百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	吉田 三郎	二級建築士	第一千四百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	伊藤 克	二級建築士	第一千五百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	三塚 昇	二級建築士	第一千九百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成三十年二月二十日	佐々木 宇	二級建築士	第二千五百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成三十年二月二十 八日	伊藤 栄七	二級建築士	第五千八百三十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	小斎 米藏	二級建築士	第五千五百八十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	加藤 榮	二級建築士	第四千九百六十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	熊谷 良一	二級建築士	第四千七百八十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	千葉 武二	二級建築士	第四千七百号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	佐藤 新平	二級建築士	第四千四百九十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	大和 賢一	二級建築士	第四千二百六十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	小野 重吉	二級建築士	第四千四百十九 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	小畑 茂	二級建築士	第三千八百六十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	菅原 彦人	二級建築士	第三千八百二十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	松川 栄助	二級建築士	第三千六百八十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	我妻 誠	二級建築士	第三千四百六十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	高橋 庄三	二級建築士	第三千九百七十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	高橋 寛一	二級建築士	第三千六百六十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	岩渕 勲	二級建築士	第二千九百六十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	堀下 宗市	二級建築士	第二千九百二十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	佐藤 忠雄	二級建築士	第二千七百九十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	宮崎 稔夫	二級建築士	第二千六百二十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	伊藤 義男	二級建築士	第二千五百七十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	一 佐々木 芳	二級建築士	第六千五百六十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため

選挙管理委員会

平成三十年二月二十 八日	菅原 藤治	二級建築士	第六千四百三十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	川村 勝一	二級建築士	第六千七百号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年二月二十 八日	西村 敏明	二級建築士	第一万千百五十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため

○宮選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十條の五の規定により交付した左記の証票は、平成三十年二月九日以降無効とする。

平成三十年三月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号

㊦ 第一号の〇〇三

証票番号

㊧ 第二号の〇〇三

○宮選管告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十條の五の規定により交付した左記の証票は、平成三十年二月二十日以降無効とする。

平成三十年三月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号

㊨ 第三号の〇九七

証票番号

㊩ 第三号の〇九〇

○宮選管告示第二十四号  
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) 第一百条の五の規定により交付した左記の証票  
 は、平成三十年二月二十三日以降無効とする。  
 平成三十年三月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号	第三号の〇三五
------	---------

証票番号	第三号の〇三三
------	---------

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第5号

相川沢川十三浜2号事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成30年3月6日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 通知すべき書類  
 平成30年2月22日付け宮収第35号 審理の開始についての通知
- 2 通知を受けるべき者  
 館山松治郎 住所・常居所不明

ただし、判明した最終の住所「東京都荒川区西尾久二丁目14番16号」

### 正 誤

○宮城県公報号外第六〇号(平成二十九年十二月二十一日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一	下	前	第一条第一項	第二条第二項
		三		

○宮城県公報第二九二六号(平成三十年一月十九日付け)中  
 ページ 一〇  
 段 下  
 行 第2条第1項  
 正  
 第2条第2項  
 誤